

# 岐阜市高齢者福祉施設等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金の手引き

岐阜市福祉部介護保険課  
岐阜市福祉事務所高齢福祉課

## 1 趣旨

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、高齢者福祉施設等に対して衛生用品の購入費用を予算の範囲内で補助するものです。

## 2 対象となる高齢者福祉施設等

(別表1) 高齢者福祉施設等一覧に記載している、市内に所在する施設、事業所が対象となります。ただし、同一の施設、事業所で障がい福祉サービス等を同時に実施している場合は「岐阜市障害福祉サービス事業所等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金」の利用をお願いします(共生型サービスを含む)。

なお、補助金の交付申請は運営法人でとりまとめて行っていただきます。

## 3 補助対象経費

新型コロナウイルス感染症の拡大防止を目的とした衛生用品の購入費で、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に契約し、納品及び支払いが完了されたものを対象とします。

- ・購入した物品は感染症の拡大防止の用途に使用するものとします。
- ・対象経費は、消費税及び地方消費税を含んだ額とし、通信販売を利用した場合は送料や代金引換手数料も対象とします。ただし、物品購入のため使用した自動車の燃料代や交通費などの経費は対象としません。
- ・国等から別に助成(補助)を受ける場合は、国等の助成(補助)を優先してください。

## 4 補助対象とする衛生用品の品目と考え方

(別表2) 対象品目にまとめています。

別表にない品目や用途の物品については、必ず申請前にご相談ください。

※対象品目のQ&Aは岐阜市介護保険課ホームページに随時掲載します。

## 5 補助金の額

1施設・事業所につき10万円を上限とします。なお、同一所在地で指定居宅サービスと指定介護予防サービスの指定並びに日常生活支援総合事業の指定を受けている事業所は、1事業所とみなします。また、同一所在地で福祉用具貸与と特定福祉用具販売の指定を合わせて受けている場合も、1事業所とみなします。

例：訪問看護と介護予防訪問看護 … 合わせて1事業所

例：通所介護と通所介護相当サービス … 合わせて1事業所

例：福祉用具貸与と特定福祉用具販売 … 合わせて1事業所

また、1施設・事業所等の事業開始年月(指定年月)に応じて、補助金の上限額を

以下のとおりとします。

事業開始(指定)年月	上限額	事業開始(指定)年月	上限額
～ 令和2年 6月	10万円	令和2年11月	5万円
令和2年 7月	9万円	令和2年12月	4万円
令和2年 8月	8万円	令和3年 1月	3万円
令和2年 9月	7万円	令和3年 2月	2万円
令和2年10月	6万円	令和3年 3月	1万円

## 6 複数の事業所を運営している法人について

5で示したとおり、補助金の交付は各施設・事業所にするため、複数の施設、事業所を運営している法人は次のことに注意してください。

① 複数事業所の補助金を合算することはできません。

例 居宅介護支援事業所A（上限100,000円）と訪問介護事業所B（上限100,000円）を運営する場合

居宅介護支援事業所Aの衛生用品購入費 60,000円

訪問介護事業所Bの衛生用品購入費 140,000円

→ Aの補助金は60,000円、Bの補助金は100,000円となり、法人に対して交付される補助金の額は合計160,000円となります。

②複数事業所分の物品をまとめて発注、購入する際には、納品書・領収書やレシートを分けてください。なお、領収書が分割できない場合は、納品書等の明細欄や領収書欄外に事業所の内訳を手書きで書き添えておいてください。

例 A, B, Cの事業所3つを運営し、マスク200枚を購入

→ 事業所A：50枚 事業所B：50枚 事業所C：100枚

※ 通常の経理方法がこれと異なる場合は、必ず事前に介護保険課に相談してください。

## 7 物品の購入方法

納入業者からの仕入れ以外にも、現金により小売店等で購入する場合やインターネット通信販売も考えられます。どの購入方法であっても、購入した物品と金額、発注・納品の日時と代金支払済であることが確認できる納品書、領収書、レシート等の写し（以下「領収書等」という。）の提出があれば補助金交付の対象とします。

※領収書等について

- ・小売店等で物品を購入する場合に領収書の発行を求めると、物品の明細が示されたレシートを返却するように求められることがあります。この場合は、レシートをもらうようにしてください。
- ・申請時においては、購入者、物品の名称・品目、数量、金額を確認する必要があるため、明細のない領収書や、例えば「お品代」と書かれた領収書では

補助金の交付ができませんのでご注意ください。

- ・運営法人が補助金の申請者となりますので、領収書等のあて名は法人名となります。事業所名を後から手書きでも結構ですので併記してください。

## 8 申請手続

「岐阜市高齢者福祉施設等が実施する新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金交付申請書」、「施設・事業所別申請額内訳書」、「購入物品内訳書」、「補助対象経費に係る領収書、納品書又はこれに類する書類の写し（A4サイズ）」、及び「振込先金融機関口座確認書類の写し」の提出が必要です。また、申請者は運営法人となります。複数の介護サービス事業所を運営されている場合はまとめて申請してください。手続の詳細と必要書類は、介護保険課のホームページに掲載しております。

## 9 お問い合わせ先

岐阜市福祉部介護保険課 支援係

電話番号 058-214-2093（直通）

ファクシミリ 058-267-6015

電子メール kaigo@city.gifu.gifu.jp